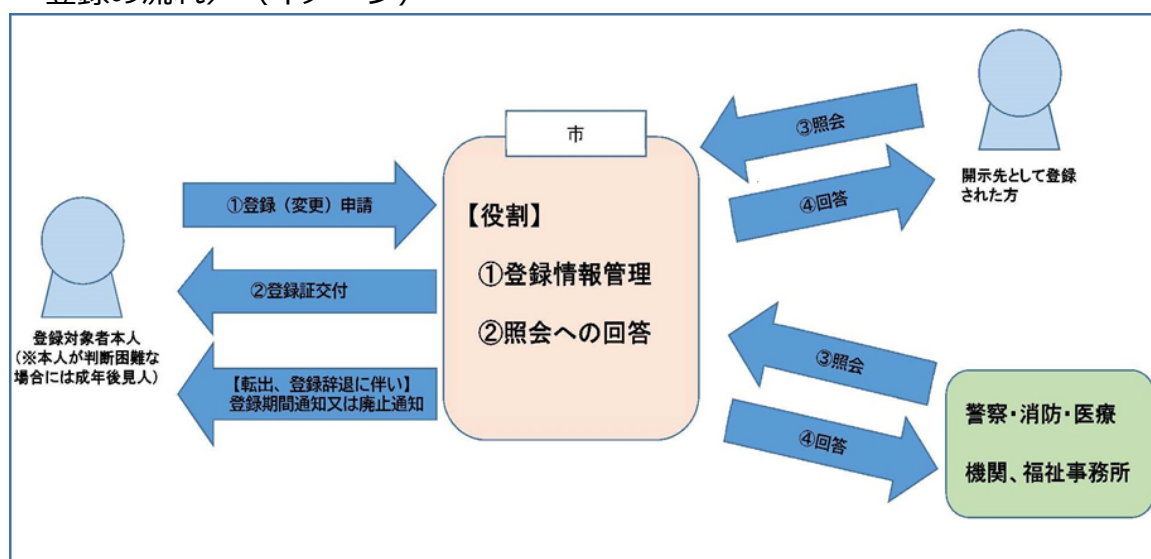


愛知県内初！終活登録「わたしのさくら登録」を開始します

大府市は、本市独自のエンディングノート「さくらノート」を作成した方が、意思表示が困難になったときや亡くなった場合に、さくらノートの保管場所やノートに記載されている内容が分からなくなる事態を防ぐため、今年10月から終活登録制度として『わたしのさくら登録』を開始します。この制度は、登録希望者からの申請に基づき、さくらノートに記載している内容の一部を市に登録するものです。万が一の場合には、医療機関や警察等の公的機関や事前に登録希望者が指定した方に対して市が開示します。なお、この制度の実施は、県内では本市が初めてです。

■わたしのさくら登録の概要

- 1 実施期間／令和5年10月2日（月）から
- 2 制度の対象／市内在住のさくらノート所持者及びさくらノート所持希望者
- 3 登録費用／無料
- 4 登録可能な情報／①さくらノート保管場所、②もしもの時に連絡してほしい人、③預貯金や保険情報、④かかりつけ医、⑤人生の最終段階の医療、⑥献体・臓器提供、⑦遺言書、⑧葬儀、⑨お墓について
- 5 情報開示先／①医療機関、②警察、③消防、④福祉事務所
⑤事前に登録された開示先 ※開示先ごとに開示情報を制限
- 6 情報登録期間／①死亡又は転出：該当日から5年間経過後の月末まで
②登録辞退申請：申請があった日まで
- 7 登録の流れ／（イメージ）



【問い合わせ先】

大府市福祉総合相談室 担当：山下 智子（やました・さとこ）

電話：0562-45-6219 FAX：0562-47-3150 メール：sodan@city.obu.lg.jp